

滿一ヶ年以上一ヶ月を増すに現給一日分を増すこと
三、解雇手当

会社の都合上解雇する場合に退職手当の倍額を支給
こと

四年二回の定期昇給をなすこと
五、水道及食堂の設置を速になすこと

右解答を来る二十迄になされ
大正十五年一月十八日

然るに以上の要求に對して吾等が二十日に解答を求めしに
社より二十四日に延期せられたとの申込があつたが、
延期を承諾したのである、然して廿四日、会社支配人側から
吾等の要求に對して左の如き無誠意なる解答を以てしたる

解答書

一、従來の二割の手當を本給に直すことは絶対に出来ない

二、日給を四五十円以下一割増給
三、水道、食堂の設置は出来得るだけ敏速になすべし
四、退職手当は

六ヶ月以上 十五日分 一ヶ年 二十日分
一ヶ年以上一ヶ月を増す毎に一日分を支給す
他は一切拒絶す

以上の解答に對して我等は直ちに会社に對し再三反省を促し充分考慮
せらばことを要求したのである。

然るに其後我等が誠意を以て交渉せしめしか、わらわら人社重役は頑迷
にも我等の要求に對して何等方慮することなく、遂に廿六日社長自ら後
業員の代表を引見し、紳士にあるまじう、さうま非常識なる言辭を弄して我
等を侮辱し、あまつうえ要求條項に對して一言もゆるがざる無誠意極まりな言
度を以て我等に挑戦し来たつたのである。

茲に於て我等は止得ざる手段として遂にストライキを執行するに至つたので
ある。

是より吾等が提出せる要求條件は我が高砂鐵工株式会社と因合資本
系統たる高砂工業株式会社と高砂工業の従業員とが數日前談笑の裡